

志監査 第 12 号  
平成26年7月28日

請求人

(略)

志木市監査委員 井上三芳

### 住民監査請求について（通知）

平成26年6月17日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、議員から選任された監査委員である磯野晶子は、法第199条の2の規定に基づき除斥となっています。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求は、志木市議会の各常任委員会が、平成25年10月から11月にかけて実施した行政視察の精算において、宿泊施設の領収書の添付がないことから、実際に支払った宿泊料の確認ができなため、宿泊施設に領収書の再発行を請求する措置をとることを求めるというものである。

#### 2 請求に係る事実の確認

本件請求について調査したところ、次の事実が認められる。

##### (1) 総務常任委員会の行政視察について

本件行政視察に係る旅費については、平成25年9月13日に、地方自治法施行令第162条に基づく概算払（以下「概算払」という。）の支出負担行為兼支出命令票により、議員4人分400,000円、職員2人分185,600円が支出されている。

その後、平成25年10月29日から10月31日まで行政視察を実施し、平成25年11月5日、総務常任委員会行政視察精算書が添付された概算払精算書兼命令書が提出され、議員については74,480円が、職員については16,900円が返納されている。

(2) 市民福祉常任委員会の行政視察について

本件行政視察に係る旅費については、平成25年9月13日に、概算払の支出負担行為兼支出命令票により、議員4人分400,000円、職員1人分92,800円が支出されている。

その後、平成25年11月5日から11月7日まで行政視察を実施し、平成25年11月11日、市民福祉常任委員会行政視察収支報告書が添付された概算払精算書兼命令書が提出され、議員については81,600円が、職員については20,400円が返納されている。

(3) 文教都市常任委員会の行政視察について

本件行政視察に係る旅費については、平成25年9月13日に、概算払の支出負担行為兼支出命令票により、議員5人分500,000円、職員1人分92,800円が支出されている。

その後、平成25年10月23日から10月25日まで行政視察を実施し、平成25年10月31日、文教都市常任委員会行政視察精算書が添付された概算払精算書兼命令書が提出され、議員については237,530円が、職員については23,670円が返納されている。

3 法第242条の要件に係る判断

法第242条に規定する住民監査請求は、対象となる地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされ、監査請求書及び事実証明書の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定等を欠くものとして不適法であり、監査委員は監査する義務を負わないとされている。

住民監査請求の本来の目的である地方公共団体の職員による違法、不当な行為により、地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為の是正を図ることを鑑みるに、本件請求は、主観的に違法、不当な疑いがあるとして、その調査を求め、違法又は不当な行為があった場合にその是正を求める趣旨と解すべきものであり、結局、個別的、具体的に違法、不当な行為を特定するものではないというほかない。

加えて、住民監査請求においては、監査の対象となる行為等は地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬところ、請求人は、個別具体的な市の損害を指摘しておらず、何ら主張するものとはなっていない。

以上のことを合わせ考えると、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断せざるを得ない。

なお、仮に、前述の各支出が「違法、不当な行為」として具体的に特定されているとしても、この場合には、次に説示するとおり、請求人の主張は失当といわざるを得ないと付言する。

まず、公金支出に必要な領収書の無い精算書に疑問があるとする点について、志木市会計規則は第46条において、「支出命令権者は概算払をした経費について、当該経費に係る事務の終了後5日以内に概算払精算書を作成し、会計管理者に送付しなければならない。」と規定しているところ、議会事務局職員は、当該条文の規定どおり精算書を作成し、会計管理者に送付しているのである。

次に、宿泊代の実費金額が不明でチェックできないとする点について、法第203条第2項に規定する、宿泊料を含む費用弁償は、費用の弁償の方法として、費用を要した都度その実費を計算してこれを支給する実額方式と、あらかじめ一定の事由又は場合を定め、それに該当するときに一定額を費用として弁償することとし、各個別の場合に実際に費消した費用がその額より多くとも少なくともそのような個別の事情は考慮しないこととする定額方式があり、本市においては、国家公務員等の旅費に関する法律、埼玉県職員の旅費に関する条例と同様に、志木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び志木市職員の旅費に関する条例等において、宿泊料は定額方式を採用しているのである。

#### 4 教示

監査委員の監査結果に対し不服があるときは、法第242条の2の規定により、本通知により決定があったことを知った日から起算して30日以内に、志木市を管轄する地方裁判所に対し、訴訟を提起することができます。